

# 狩猟免許を取って 田畑や山林を守ろう！

有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。一方で、狩猟者は減少し、高齢化が進んでいます。狩猟免許を取って田畑を守りましょう。

## 狩猟免許試験 予備講習会

- 【日時・場所】  
◆8月26日(日) 9時～  
高知県立大学(池キャンパス)  
◆9月2日(日) 9時～  
安芸市民会館  
※わな猟のみ  
【申込方法】狩猟免許申請書の原本または写しを持参し、7月31日(火)までに、農林課または香美猟友会事務局までお申し込みください。  
【受講料】7,000円  
※下の要件に該当する方は、受講料を全額補助します。

- 【補助要件】市内に住民登録をしている20歳以上(わな猟は18歳以上)の方で、合格後猟友会へ加入し、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方。  
【補助定員】約10人 ※先着順  
【問い合わせ先】  
農林課 ☎53-1062  
香美猟友会 ☎53-2188

## 銃猟免許取得補助金

- 【対象者】市内に住民登録している20歳以上の方で、30年度中に第一種銃猟免許・所持許可証を取得できる方。免許取得後は、捕獲班に加入し、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方。  
【補助金額】必要経費の2/3以内(上限額8万円)  
※講習受講前に補助申請。支払いは、免許取得後の精算払いです(領収書確認後)。  
【問い合わせ・申込先】  
農林課 ☎53-1062

## 狩猟免許試験

- 銃銃等講習会兼試験  
【日時】8月15日(水)・10月10日(水)・12月18日(火) 9時～  
【場所】高知県警察本部  
【申込方法】講習日の1カ月前から14日前までに警察署で申請手続きを行ってください。  
【問い合わせ先】  
南国警察署香美警察庁舎  
☎52-0110

## ■狩猟免許試験

- 【日時・場所】  
◆わな猟免許試験  
8月31日(金) 10時～  
高知県立大学(池キャンパス)  
9月9日(日) 10時～  
安芸市民会館  
◆第一種銃猟免許試験  
9月1日(土) 10時～  
高知県立大学(池キャンパス)  
【受験料】  
初心者:5,200円  
一部免除者:3,900円  
【申込期限】  
各試験日の10日前までに必着  
【問い合わせ・申込先】  
高知県鳥獣対策課  
☎088-823-9042  
香美猟友会 ☎53-2188

## 報償金が出ます

狩猟者になり、市から捕獲許可を取得した方が、有害鳥獣を捕獲すると報償金が出ます。

◆平成30年度 報償金(1頭あたり)

ニホンジカ	10,000円
サル	20,000円
イノシシ	10,000円
ハクビシン・ウサギ	2,000円
カラス	1,000円

## 被害・捕獲報告

市内での平成29年度の有害鳥獣被害および捕獲頭数についてお知らせします。

◆被害報告状況

被害報告件数	79件
林業被害	94万円8千円
農業被害	149万円1千円
漁業被害	200万円
合計*	443万9千円

※報告があったものの被害合計額です。

◆捕獲頭数

ニホンジカ	2,122頭
イノシシ	465頭
サル	64頭
ハクビシン	72頭
ウサギ	8羽
カラス	23羽
ハト	7羽
カワウ	17羽

## 山に入る方は要注意！

有害鳥獣による農林作物被害の軽減を目的として、市内の鳥獣保護区を除く全域で、銃器・わなでの捕獲を行っています。

山道を歩く際には、目立つ服装や、鈴を携帯するなど、十分に注意してください。

【問い合わせ先】  
農林課総務班 ☎53-1062



# 後期高齢者医療制度の 新しい保険料率が決まりました

## 平成30・31年度の保険料率

均等割 **54,394円** (平成28・29年度から据え置き)  
所得割 **11.42%** (平成28・29年度から据え置き)

■問い合わせ先  
市民保険課 ☎53-3115

※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

## 保険料率とは別に、平成30年度の保険料は 次のように変更されます

■被保険者均等割額の軽減を判定するための所得基準が拡大されます(9割・8.5割は変更なし)

軽減の割合	同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額の合計額	
	改正前	改正後
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

軽減は、世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額の状況により判定します。

■年間保険料の上限額が引き上げられます

1人あたりの年間保険料の上限額  
改正前:57万円 ⇒ 改正後:62万円

■所得割額の軽減が廃止されます

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減率が引き下げられます

後期高齢者医療に加入する前日に、被用者保険(協会けんぽ、共済組合、船員保険等)の被扶養者であった方の被保険者均等割額が、7割軽減から5割軽減となります。

■高額療養費の上限額が変わります

8月から高額療養費の上限額が変わります(住民税非課税世帯の方は現行どおりで変更なし)。詳しい内容については、7月下旬に送付する後期高齢者医療被保険者証に同封するリーフレットをご覧ください。

## 保険料額決定通知書兼納付通知書と 新しい保険証を発送します

保険料額決定通知書兼納付通知書は  
**7月中旬**に発送予定です

個人ごとの平成30年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

### 特別徴収(年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

新しい保険証は  
**7月下旬**に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬に、黄緑色の封筒でお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証もお届けします。

